フランスの分割政府一保革共存(コアビタシオン) の政治学的読解に向けて

吉 田 徹

「妻は夫とともに居住し、夫が居住するのに適当であると判断する場所にはどこ へでも夫に従う義務を負う」 - ナポレオン旧法典 第214条

フランスでは、大統領の任期が7年から5年へと短縮する条項が盛り込まれた2000年の憲法改正により、大統領と下院の任期サイクルが同調するようになった。また憲法改正後の2002年から、下院選に先だって大統領選が実施される慣習が定着するようになったことから、フランス政治における「保革共存(cohabitation:以下『コアビタシオン』)」が生じる蓋然性は、論理的可能性は残るにしても、著しく低まった。コアビタシオンとは、第一義的には大統領任期(7年)と下院任期(5年)とが食い違うことによって、異なる党派からそれぞれが選出される現象である」。従って、この大統領と首相の党派が異なるという、フランス第五共和制が有した特徴的な政治的現象は、過去のものとなろうとしている。

コアビタシオンは、政治学において一般的に「分割政府 (divided government)」の一類型としてみなされており、これは通常異なる政党が異なる政府部門を支配することと定義される (Powell, 1991)。これまでコアビ

¹ 厳密には74-76年も、大統領(ジスカール=デスタン)と首相(シラク)の党派が 異なる分割政府の状態にあったものの、共に保守勢力と認識されることが多く、従って本稿では必要最低限の言及に留める。

タシオンは、1986-88年、93-95年、97年-02年の3回に渡って観察された。 1980年代から90年代にかけて、5回あった政権交代のうち3回(計9年) 生じたコアビタシオンは、この分割政府の定義に当てはまるといえる。分割政府の一般的な形態である上下両院のいわゆる「ねじれ」現象も、フランスの下院(国民議会)と上院(元老院)の多数派が異なるというケースは散見されるものの(1981~86年、88~93年、97~02年)²、憲法上の規定から上院は有意な拒否権プレーヤーとしては必ずしもみなされていないため、統治上の問題点として認識されることは少ない。実際、先進各国の分割政府をテーマに据えるエルジー編『分割政府の比較的展望(Divided Government in Comparative Perspective)』(2001)での本人執筆によるフランスの事例分析では、それ自体として珍しくない上下両院の「ねじれ」ではなく、「フランス式(French style)」の分割政府として、コアビタシオンが対象となっている(Elgie, 2001a)³。

エルジーが着目したように、先進デモクラシー国の統治形態としてこの「分割政府」は、例外的なものとしてこれまで扱われてきた。他方では、フランスの文脈においてコアビタシオンはこれまで、専ら公法学者による分析や解釈が主流となってきており一それ自体がフランス政治学の性格を特徴付けている一、必ずしも有意な政治学的な読解がなされてきたとは言いがたい状況にある。このため本稿は、まず概論としてコアビタシオンを生じさせる背景となる第五共和制の統治構造を、①制度的、②歴史的、③選挙上の文脈から分析し、政治学者・公法学者による諸解釈を提示する。次いで過去3回に渡ってみられたコアビタシオンのケースを分析することによって、そこから導き出せる一般的特徴を確認することにする。最終的にはサルトーリが暗示的に示唆する、コアビタシオン下の「膠着回避の機構」(サルトーリ2000年:138)がどのような要素から成り立っているのかが解明され、コアビタシオン状況下での「均衡」のメカニズムが明らか

 2 これは左派政権による統治時期と同一である。上下両院関係については、「1.4補 論」を参照。

³ アメリカおよびドイツの分割政府の事例として、それぞれ待鳥2009、安井2009を 参昭。 にされるだろう⁴。このことは、コアビタシオンは決して例外的な統治状況などではなく、第五共和制においてむしろ政治的安定の一要素となっていたことを主張するものである。

1. コアビタシオンの定義と発生の諸要因

コアビタシオンとは、通常、日常言語で二人の他者による同居を意味する(共に住む=co-habiter)。これを政治的言語へと最初に翻訳したのは、1978年のジスカール=デスタン大統領であり、彼が社会党の党勢拡大を前にして「理性的なコアビタシオン」を呼びかけたことを端にする(Massot, 1997)。フランス政治史において、それまでにコアビタシオンと認識されるような状況は、1848年のルイ・ナポレオン大統領とその首相バロ(王統左派)にまで遡ることができるが、コアビタシオンの概念そのものは政治学・行政学的意味を当初から持っていたわけではなく、異なる政治勢力との共同統治・協調という意味合いを出自としている。

1.1 制度的文脈

ここから政治史辞典での定義、即ち「その平凡な響きの危機的状況への転化」が導かれる。定義を導いた2人の公法学者はこの辞典で、第五共和制憲法の構造から大統領は下院の多数派を「考慮」しなければならないこと、すなわち受け入れ可能な首相を任命せざるを得ず、また首相は「その代わりに」大統領職を尊重しなければならないことを要請されるのが、コアビタシオンだとしている(Avril & Gicquel, 1995)。つまりコアビタシオンとは何よりも、憲法上の規定を原因として派生するものである。

もっとも、大統領と首相の何れが主導権を発揮するかは、形式的側面、

⁴ 報告者は公法・憲法を専門としないため、憲法解釈等についての既存の解釈と異なる見方を示す可能性があるが、専門諸氏のご批判をいただければ幸いである。

⁵ 例えば第四共和制で首相を務めた E.フォールはまた、社共共闘路線について、社会党と共産党のコアビタシオンという表現を1977年に用いているし (Faure, 1977)、ミッテラン大統領は他方で「共存 (coexistence)」という表現を好んだ (Favier & Martin-Roland, 1996: 478)。

運用実態、あるいは政治的局面によって大きく異なってくるというのも、 もう一つの一般的な特徴になっている (Elgie, 1993)。

フランス第五共和制憲法は、共和国大統領の権限として、憲法典の尊重 (第5条)、首相の任命(第8条)、法律の審署(第8条)、閣議の主宰(第 9条)、国民投票の条件付きでの実施要求(第11条)、下院解散権(第12条)、 緊急措置権(第16条)、憲法院評議員の3分の1の指名(第56条)などを 定める6。大統領職は、さらに国防、国家の独立、領土の一体性を担う長 であり、外交関係を主導する主権者としての位置づけも与えられている。 他方、憲法は首相の権限として「政府行動の指導」(第21条)を掲げる (第20条では、「政府は国の政策を策定し指導する」と定めている)。首相 は、大統領の署名を必要としない政令(réglements)を発布する権限を持 つし、国防の責任を大統領と共有し(首相は国防について責任を負う:第 21条、政府は軍を掌握する:第20条)、また何よりも議会に対して責任を 負うという観点から、議会政治での主要なアクターとなる'。 閣議も大統 領が主宰するものが通常であるものの、内閣の細かな日常的業務について これは関与できない。もっとも、首相は議員である必要性はなく、大統領 の任命による。ドゴールが自らの官房長官だった実業家出身のポンピドゥ ーを、またシラクが大統領府事務総長だった官僚のドヴィルパンを首相に 任命したように、首相が議員から任命されなければならないという規定は ない。つまり大統領および議会と比較して、首相は政治システムの中で選 挙によって選出されない唯一のアクターとなる場合、その民主的正統性は 極めて脆弱なものとなり得るという点が指摘される。

また、両者が分有する権限も存在する。憲法規定に従えば、閣僚は「首相の提案に基づいて」大統領が選任するし、政府機関の長の任命などについては、大統領と首相の双方による署名が必要となる。

こうして第五共和制憲法は、根本において二元的な権威構造を持つ「双頭的(dyarchie)」な体制を規定しているのである。コアビタシオンが「双頭的」体制の特徴を強化する契機であるのは確かだとしても、第五共和制

は「半(準)大統領制」の典型例として、本来的に二元的かつ混合的な権威構造を持っているという点に注意する必要がある⁸。そして半世紀以上が経ちながらも、この構造は大きな変更を被ってはいない。

ただし、こうした双頭的な統治構造は後にみるように、ゴーリズムが前提とした政治的文脈に置かれた場合は可視化されないものだったことも確かである。

ドゴール自身は、大統領職と首相職との「和解 (réconciliation)」について、1964年に次のように述べている。

主権者が大統領を選出し、信頼を預ける。これが要点であり最大の変化である。ここから、議員団とは兼任されない政府が元首によって任命されることになる。これは議会の集団の組み合わせによって政府が構成されていた時代と大きく異なる。そして、議会は、憲法の規定によって非常に深刻な状況を除いて政府を覆すことはできない。極端な場合には、国家の継続性を担保し、そのための手段を持つ元首によって、国民投票もしくは議会解散、あるいはその双方によって国民の判断を仰ぐことができる。だから民主的な経路は常に存在し続ける。反対にもしアメリカ型大統領制を採用した場合、これは存在しないということになるだろう(De Gaulle, 1964:43)。

ここでドゴールは、議会多数派は自らと一体のもの以外として存在し得ないという想定をしている。ドゴールのもとで大臣を歴任したペイルフィットが証言するように、ドゴールによるこの大統領優位の憲法解釈は、民主的正統性を担保できる限り、揺らぐことがなかった。彼は、仮に下院で大統領と異なる多数派が誕生した場合も辞任の用意はなく、再度の解散によっても再度同じ多数派が導かれる場合にのみ、辞任すべきと考えていた(Pevrefitte, 1999)。

ただしこうした制度的文脈に置かれる大統領と首相は、各々が持つ資源

⁶ 以下の記述は、Chagnollaud&Quermonne, 1996 によっている。

⁷ 首相による副署 (contreseing) という観点から統治制度を解説したものとして、Branchet, 1996.

⁸ デュヴェルジェの分類では、ワイマール共和国、ポルトガル、スリランカ、フィンランド、オーストリア、アイスランド、アイルランドが半大統領制の国となる (Duverger, 1986)。無論、この分類には各国政治専門家からの異議があり得るだろう。半(準)大統領制についての近年の議論として Elgie, 2004 を参照。

⁹ このドゴールの見解は、フランス大統領制の「マキシマリスト」的解釈の典型である(Rémond, 2002: 3)。

の制度的配置によって権力を分有する可能性を持つ。デュヴェルジェ編『半大統領制(Les Régimes Semi-présidentiels)』でのアナロジーを借りれば、直接的な民主的正当性を基盤とする主権体現者と、議会多数派を背景にする政治権力の「2本の剣」の数の奪い合いが生じる(Duverger, 1986:16)。つまり、第五共和制憲法が想定するように、大統領が議会多数派をも独占する(=同じ党派であること)ならば2本の剣を同一人物が保持することで「ヘゲモニックな地位」を持つし、他方で大統領に対立する多数派に直面すれば、それは2本の剣が個別に持たれることになるわけである。

もちろん、大統領と首相の一体性は必ずしも制度的に保証されているわけではない。ドゴール本人が回顧したように、第五共和制の唯一の弱点は首相が大統領の権威に逆らうことにある(ペイルフィット、1978年)。なぜなら、憲法上大統領は首相の任命権を保持しているが、その罷免権を法的には持たない。一体性は従って、首相任命権がいかに行使されるのか、さらに大統領と首相という二人のリーダーのパーソナリティ、平たくいえば特定状況下における相性に関わってくるといえる。

大統領から辞表を求められた首相と内閣は、その判断に従うことが慣例となってきた。例えば、アルジェリア危機収束後の1962年4月にドゴールは、解散総選挙を促すドブレ首相に辞表を提出させた¹⁰。後任のポンピドゥーはまた6年という史上最長の首相時代を経験するが、それもドゴールの提供する政治的正統性に守られ、これを守護する忠実な首相の役割を果たしたためである(Portelli, 1994: 46)。ポンピドゥー大統領から首相に任命されたシャバン=デルマスは、72年7月に議会運営と社会経済政策の食い違いをめぐって、やはり首相職を辞任させられることになった。シャバン=デルマスは、議会からの信任投票によって続投を試みたが、大統領府および閣僚にドゴール派が送り込まれて、仮に続投が可能になっても政策の実効性には大きな疑問符が付く。シャバン=デルマスの「共和国大統領が決めた方針に従う内閣の首相に任命されたのに、ポストにしがみつき

10 このことはゴーリスト政党での内部分裂につながり、ポンピドゥー内閣の信任得票率の低さにつながった。なお、ドゴール大統領は事態を想定して閣僚全員の白紙の辞任表を預けるよう指示したといわれている (Massot, 1987: 233)。

国家元首に楯突くとは者などいるだろうか。いるとしたら、それは何たる 哀れ者 (un triste sire) であることか」(Journal Officiel, 15 octobre 1970) との議会答弁は、大統領の庇護を受けられなかった場合の首相の行動原則 として、今でも有効である。この大統領の首相に対する優越性は、唯一コアビタシオンの局面で揺らぐのであり、それは政治の党派的側面が慣習的 行動を上書きする瞬間でもある。

1.2 歴史的文脈

このような双頭的体制は、憲法体制においてどのように運用されることが当初は念頭に置かれていたのだろうか。コアビタシオンがいかなる意味で「例外状況」であるのかを推し量るには、その構想の出自にまで遡らなければならない。「君がどのように憲法を策定したか言い給え、そうすれば君がどのような体制に生きているかを言い当ててみせよう」(Duhamel, 1991:28)。

周知のように、第五共和制はアルジェリア危機を直接的原因として、177日間で構想されたド・ゴールの「魂 (esprit) 以上に野心が混ざり合った」政治制度だった (Gicquel, 1985:56)。首相就任の要請を受けたドゴールは、まず憲法第90条の改正を議会に認めさせることによって行政府による憲法案策定を可能にしたことで、ドブレ国璽相を中心に国務院メンバーの専門家グループによって細部がまとめられた。この間、現政権の閣僚は諮問を受けたのみである。26日間の憲法案作成の後、議員もメンバーに入った憲法委員会 (Comité Constitutionnel) が召集され¹¹、修正案 (と無修正) が省庁間委員会に提出され、これが国務院で審議された後、最終的に9月3日に閣議決定されることになった (Denquin, 1988: Ch.5; Bernstein&Winock, 2004: Ch.6)。

この憲法案策定過程で、なぜ―1873年から継続する―大統領の7年任期 と、議会任期が異なったまま案が了承されたのかは必ずしも詳らかではな い¹²。策定過程では、ドゴールは議会と大統領との関係について方針を明

¹¹ しかし彼らは議事録に参照することも禁止され、15日間の猶予しか与えられなかった (Denquin, 1988: 200)。

¹² 第五共和制憲法の策定過程は、未だに研究途上にあるといえる。決定的な材料とし

らかにせず、ドブレによる首相職の設置についてのみ了承したという (Debré, 1974:160-162)。文脈上、ドゴールは議会から全権を一時的に委任されたに過ぎず、従って彼が目指していたところとは異なっていたとはいえ、極めて強固な第四共和制の議会主権の構造を完全に代替することはできなかったと解釈するのが自然である。

後にみるように、70年代に入ってコアビタシオンが現実のものとなる可能性が出てくると、大統領任期の短縮という改革案が、ドゴールから大統領職を引き継いだポンピドゥーの提案によって浮上する(Decaumont, 1985; Denquin, 1975)¹³。しかし、これは議会多数決で法案が可決される段階になって、ゴーリズムに敵対する社共両党と、大統領の再任禁止規定を求める中道派による議会での反対によって、憲法改正に必要な両院合同議会(コングレ)を開くまでに至らなかった。2000年の国民投票まで任期短縮が実現されなかった所以である¹⁴。

ドゴールその人は、行政府と立法府の機能分担には積極的ですらあった解釈も存在する。彼は実際、「政党体制(Régimes des Partis)」に対して批判的ではあっても、立法府と行政府の相互抑制そのものについては、決して無関心ではなかった(Debré, 1974:213)¹⁵。彼は「政府は統治のために存在し、その時間と可能性を持ち、その任務以外のことを行わないで、国の賛同を集める」と考え、また議会を「その役割を逸脱しないで、国民の政治的意思を代表し、法案を可決し、行政府を抑制する」存在と位置づけていた。ここからドゴールは、国民投票制の導入や大統領による解散権、

て Debré, 1974(ドブレ首相の息子); Maus, 1987; 当時の資料を編纂した Documentation Française, 1987–91 が挙げられよう。その過程では米国型大統領制が検討されたことがあるのも事実である。

13 学術論文でコアビタシオンの可能性を正面から論じたのは Parodi, 1973 が最初であり、その2年前にはル・モンド紙上でデュヴェルジェとヴデルの2人の公法学者がコアビタシオンで想定しうる憲法的問題を論じている。

14 この国民投票は憲法第89条による初めての国民投票であると同時に、第五共和制下で最も低い投票率を経験した。「コンセンサスによる国民投票」だったと解釈するものとして、Parodi, 2000.

15 本稿では触れることができないが、ドゴールの憲法イメージは、1946年 6 月14 日にあるべき新憲法を提示した Bayeux 演説を検討すべきだろう。

憲法第16条に象徴される「調停者 (arbitre)」としての大統領職を性格付けることによって、大統領と行政府と立法府の協働が可能になると考えていたと考えるのが妥当である (Debré, 1974:93ff.) 16 。この段階では、少なくとも大統領とそのエージェントたる首相(行政府)は、議会主権に対抗する一体的な存在として捉えられており、つまるところ第四共和制に対する「アンチテーゼ」(Gicquel, 1985:58)となることに力点が置かれていたのである。

この時、新憲法の方針は①普通選挙による行政府・立法府の権力の正統性の追求、②行政府と立法府の権力の分担、③内閣の議会に対する責任、④司法機関の独立、⑤植民地領土との関係維持の5つにあった(Denquin, 1988:185-186)。制定の実質的なイニシエーターだったドブレは、新憲法で目指され、そして実現されたことを以下のように表現している。

選挙と権力から派生する行政府自身の権威、議会多数派によって支持される官房によってこの多数派と行政府の長を指導すると同時に、行政府に干渉しないままに立法活動を行うことのできる立法府、そしてフランスの初めての共和主義者たちによって試みられた多数派投票による選挙、すなわち英国―米国的システムに最も類似するような選挙制度である (Debré, 1980: 17)

第四共和制と比較しての第五共和制憲法の主たる変更点を確認しておこう。まず、大統領は下院議会ではなく、選挙人による選出となり、政府の構成員および政府の法令にも大統領が関与することになった。解散権と国民投票付託権は大統領が保持する¹⁷。行政府の権限は大幅に拡大され、政府は命令事項(政令・オルドナンス等)の主体となり、立法府に対しても不信任をかけての法案可決の権限(いわゆる不信任問題手続)を持った。これに対して立法府の内閣不信任の権限には大幅な条件が付けられ、修正案に対しても政府からのチェックを受けることとなった。繰り返しになるが、ここでもまた大統領制は、議会主権に対する対抗権力としての役割を、

¹⁶ ドブレはこれを「民主的体制 (Régime Démocratique)」と「代表制的体制 (Régime Représentatif)」の対立と表現する (Debré, 1974: 94)。

¹⁷ 国民投票付託権は憲法第11条および第89条における二種類が存在するが、その発 議権は一義的には大統領に属するという解釈が主流である (Gicquel, 1985:61)。

内閣とともに、担うことが主眼とされたのである。また、その限りにおいて、大統領と首相は一体的であり、かつ首相は大統領に従属する立場を貫徹するものと想定された。「政府が『国家の政策を策定』するということは確かである。しかし、それは私の選択と信頼にかかっているということは誰もが知っていることであり、望んでいることである(中略)首相は、『私のもの(le mien)』以外のものであり得ない」(De Gaulle, 1972: 1118-1120)。そしてこのドゴールの「君主的(monarchique)」な大統領制理解は、アルジェリア紛争という外部的危機によって支えられていたものだった。

1958年の第五共和制憲法そのものは、確かに議会主権に対して行政府を 絶対的な優位な構造に置いた「共和政治文化のコペルニクス的転回」 (Berstein & Winock, 2004:288) だったが、それでも大統領制的要素と議院 内閣制的要素が混在するものだった。従って第五共和制が、その運用形態 として大統領制へと接近するには、1962年の憲法改正を待たなければなら なかった。

ドゴールは飽くまでも人民主権を重視して、国民投票に新憲法を諮ることを当初から考えていた(Denquin, 1988:181)。これが大統領の直接選挙制の導入につながっていく。「制度をメジャーで測った後にはこれを縫い合わせなければならない」(De Gaulle, 1971:905)。

1.3 選挙上の文脈

ドゴールは、1962年3月のエヴィアン協定によってアルジェリア危機収束に最終的に成功すると、大統領の国民による直接選出への憲法改正に着手する¹⁸。これは、後の大統領ミッテランが言うように「クーデタ」(Mitterrand,1964)であったというより、議会勢力との妥協の上でしか成り立っていなかった第五共和制の大統領制的側面を、当初からのドゴールの構想に基づいて補強する意味合いを持っていた¹⁹。62年4月、大統領制の

¹⁸ 植民地問題が解決した時点で直接選出の導入に踏み切ったという点で、直接選挙が主権の構成体に関わる問題であったという Berstein の解釈は説得的である (Berstein & Winock, 2004:310)。

強化を懸念していたドブレ首相をドゴールは事実上解任し、更なる制度的完成を試みたのである。大統領は、両院の合意が必要となる憲法89条ではなく、憲法改正を前提としない第11条で規定される国民投票制を利用して、直接選挙の導入を実現させた。そして国民投票によって62.25%の賛同を集め、「代表制的体制」に対する「民主的体制」の勝利を実現し(Berstein & Winock, 2004:310)、これが大統領制の政治化への道を拓くことにった²⁰。しかし、直接選挙は大統領に新たな政治的資源と正統性を付与するが、同時に拘束要因ともなる。

ドゴール本人も認識していたように、このような憲法運用は、ドゴール という主体が揺らげば、即刻、脆弱性を抱えることになる。そこでは公職 選挙法が定めるところに従って大統領選に立候補する者は、ゴーリズムと は異なる公約を提示し、50%以上の得票率を目指して大統領多数派の形成 を目指すことが可能になる。すなわち、大統領の直接選挙は、コアビタシ オンが生起する遠因ともなる「大統領多数派」の形成をめぐる争いの道を 開き (多数派と少数派の誕生)、政治空間が大統領制を頂点にして展開す ることになっていくのである²¹。1965年12月の大統領選で、ドゴールが第 一回投票で過半数を獲得できず、ミッテランによって決選投票に持ち込ま れたことはその端緒でもあった。そして、ドゴールが選挙的次元での弱体 化を挽回しようとして行った69年の国民投票で破れた後、大統領制はカリ スマ性ではなく選挙によってその正統性を担保するものへと変化をして いくことになる (Massot, 1987: ch.7)。1974年の選挙では、非ドゴール派 の両候補(ジスカール=デスタンとミッテラン)が、ドゴールおよびポン ピドゥーがこれまで提示することのなかった選挙プログラムを掲げる形 で戦うことになった。このことはまた、ポスト・ドゴール時代において第

1971:1148)

^{19「}私は長らく人民による大統領の選挙が唯一の方法だと考えていた」(De Gaulle,

²⁰ 国家元首の直接選挙は、第二共和制(1848年)以来となった。

²¹「大統領多数派 (majorite presidentielle)」の概念が流通し始めたのは、Massot, 1997 によれば60年代後半のことである。なおこれは、政党の機能が大統領候補適格者 (presidentiable)を生み出すことに減じられるという意味で政党システムの大統領制 化を招くことになる。「政党体制」を忌み嫌ったドゴールの意思が間接的に実現したと評価できるだろう。

五共和制が存続することを意味し、また第五共和制を否定した過去を持つミッテランと社会党が1981年に大統領職と政権を握って制度を存続させたことは、最終的な体制の「完成」(Duhamel, 1982)を意味したのである。

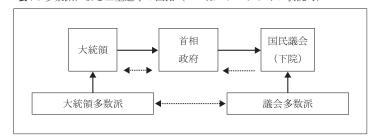
以上の過程において、大統領は少なくとも議会政治での勢力分布を無視することができなくなり、例えばポンピドゥー大統領はドゴール派からパージされた中道派(RI [独立共和派])のジスカールを閣僚として迎えざるを得なかった。そしてまた、ジスカールは議会多数派となるゴーリスト政党からシラクを首相に任命した。政党幹部を閣僚に迎えない、というドゴールが布いた慣習は逆転することになり、議会多数派を考慮しない大統領制は実現しえないことになった。後にみるようにミッテラン統治下の86年からの第一期コアビタシオンは、そのような状況であったがゆえに、大統領が憲法の文言を重視しなければならず、ドゴールのそれとは異なった形での第五共和制の、いわばオリジナルな運用体制が定着することになったのだった。

直接選挙の実現は一方で、それまでドゴールが「民主的体制」実現の理想とし、また実際に多用していた人民投票としての国民投票の回数をトレードオフとして減らすことになった。ドゴールは58年から69年までの在任中、4回に渡って国民投票に訴えたが(そして最終的にはこれに敗れた)、その後ポンピドゥー期 $(69\sim74$ 年)の国民投票は1回を数えるのみであり、長期のミッテラン期 $(81\sim95$ 年)でもわずか2回、シラク期 $(95\sim07$ 年)も大統領任期の短縮案を含め3回に留まっている 22 。

こうして、デュアメルは大統領制の性格付けをして、初期第五共和制 (1958~1962年)を「人民投票的大統領制 (présidentialisme plébicitaire)」、直接選挙制導入以降の時期 (1962~1974年)を「絶対的大統領制 (présidentialisme absolue)」とに分けている。もっともこの 2 つの時期は、憲法改正で導入された小選挙区二回投票制という、政治勢力に対して強い凝集性を働かせる制度と対になっているものであり、また大統領選と国民議会選挙が同一の多数派によって担われている場合のみ付与できる特性である。直接選挙

制の導入まで間接選挙という制度的防壁に守られていた大統領権力は、更なる正統性を求めて人民主権との直接的結びつきを実現する新たな回路を作ったことで、より脆弱なものへと変化するという逆説を抱えることになった(表1参照)。第五共和制はその生みの父たちの意図と違って展開したと評価するのは間違いではない。これは、大統領一行政府一立法府という原初的ヒエラルキーが揺らぎ、コアビタシオンを生む統治制度の改変の契機でもあったからである

表1:多数派による二重選挙の回路(↔ はコアビタシオン状況時)



「出典] Duhamel, 1993: 49 をもとに作成

大統領多数派、すなわち大統領政党の下院選での得票率は、多少の増減をみせつつも、62年を基点として減る傾向にある²³。つまりコアビタシオンを考えるには、ここでは第五共和制の制度的改変に加えて、有権者動向も視野に入れなければならなくなる。アメリカのような分割投票(split-ticket voting)とは異なる文脈においてではあるが、政党帰属意識の低下と投票ヴォラティリティの増大は80年代以降、特に90年代前半に入ってからのフランスでも着実に進んだ(cf. Knapp, 2004; Evans & Mayer, 2005)。こうした選挙時のヴォラティリティは、コアビタシオンを生じさせる絶

²² そして国民投票はその争点と関連性の薄い結果をもたらす可能性を持つようになった。2005年の欧州憲法条約投票の政治過程を想起されたい (cf. Perrineau et al., 2005; 吉田2006年; 渡邉2006年)。

²³ ゴーリスト政党 (大統領在職期間:62~73年):36.03% (62年)、38.45% (67年)、46.44% (68年)、36.95% (73年)、中道政党 (同:74~81年):23.89% (78年)、社会党 (同:81~95年):39.52% (81年)、31.6% (86年)、37.55% (88年)、20.29% (93年) (74~76年、86~88年、97~02年は大統領と首相の党派が異なるコアビタシオン時期)。

対条件ではないにしても、62年以降に「大統領多数派」の存在こそが大統領 の 政府 - 議会の一体性を担保する条件だったのであれば、その環境変化 が 重要な変数となったことを意味している。例えば70年代においても、ジスカール=デスタンの大統領選での勝利は、そのまま大統領多数派の形成 にはつながらず、解散総選挙の権限行使を躊躇したジスカールは、結果的 に党派の異なるシラク首相との軋轢を経験するという、それ自体コアビタシオンに類似の状況を経験することになった (Maus, 2003)。この状況下では、大統領選に続いて解散権が行使される場合、リーダーは大統領多数派と議会多数派を一致させるような有権者行動を期待しなければならない。

大統領と下院議員の選挙サイクルの差異が残ったことは、必然的にコアビタシオンを生じさせるきっかけを提供した。極めて早い時期からその可能性を指摘していたJL.パロディは、時間軸を導入してのコアビタシオン・サイクルを提示した(Parodi, 1981)。この計算によると、大統領任期7年と下院任期5年がいかなる中断も経ない場合には、58年を基点として大統領選と下院選のカレンダーが一致するには35年(すなわち1993年まで)を要するとし、その間にコアビタシオンが生じる可能性を指摘した。この「発見」は、次に述べる2つの点を示唆する。

まず、そのような状況が現実のものとならなかったのは、大統領による議会解散権の行使があったためである。仮に、新たに選出された大統領と議会多数派の党派が異なってコアビタシオンの状況が生じる場合(あるいはその逆でも良い)、第五共和制をより大統領制的運用に近づけるためには、選出された直後に議会を解散しなければならない(そしてこの権限は大統領のみが持つ) 24 。このような状況に直面したのは、結局議会を解散しなかったジスカールを除けば、81年のミッテラン大統領だけだった(表2参照)。81年5月に大統領に選出されたミッテランは、直後に議会を解散して、新たな大統領多数派を議会に導かなければならなかった 25 。つまり、

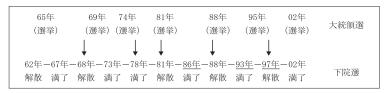
 24 なお解散権の再度の行使には 1 年を待たなければならない (憲法第12条第 4 項)。

瞬間風速的なコアビタシオン的契機は、それまでに存在していたということになる。

次に、コアビタシオン・サイクルに関連して、この事実は現在のように 大統領と下院の任期を同調させても、大統領の辞任(ドゴール)や死亡(ポンピドゥー)、解散権の行使があった場合(ドゴール、ミッテラン、シラク)には、同調サイクルが崩壊し再びコアビタシオンが生じうることを意味している²⁶。

表2:大統領選と下院選のサイクル

(↓は解散選挙、下線はコアビタシオンが発生した選挙)



1.4 補論—上下両院関係および行政府との関係

フランスの上院(元老院)議員は、全下院議員および全県会議員と市町村議会の代表からなる選挙人団による間接選挙で選出される(3年ごとに3分の1の改選、解散権は及ばない)。選挙人団は、市町村議会の代表者が圧倒的多数にのぼるため、これまで一貫して保守勢力が多数派を占めてきた。これは、第三共和制時での上院の設置理由が下院の共和派多数とのバランスであったと考えれば、「地方的フランス(France Rural)」の代表性を持続していると言う意味で本来的な機能を果たしているといえるだろう。従って、これまでのところ上下院の「ねじれ」が生じるのは、左派が下院で多数派となった場合のみである(Boyer, 2007)。これは、左派政権による重要法案(82年の地方分権法案および国有化法案、98年の兼職制限法案や週35時間法案)に対する修正案や審議引延ばし(憲法院への提訴)の過程で確認することができる。なお、憲法第49条で、首相が施政方針演説の上院による承認を求めることができると定めているのは、憲法策定者たちがコアビタシオンに類似する状況を想定していたことの証左である。

²⁵ Chagnollaud & Quermonne, 1996 は議会解散を「懲罰的解散 (dissolution-sanction)」 (62年)、「調停的解散 (dissolution-arbitre)」(68年)、「先制的解散 (dissolution-preventive)」 (81年)、「戦術的解散 (dissolution-tactique)」の4つに分類する。「戦術的解散」は 後にみるように、1997年の解散に当てはめることができるだろう。

²⁶ それゆえ、解散権の行使には今後の大統領は慎重になることが予想される。

上院の権限は第五共和制で削減されたこともあり、議会による憲法改正と大統領の代理を務める上院議長の役割以外において、有意な機関とはいえないというのが通説となっている(Chaghollaud & Quermonne, 1996: Ch.6)。この劣位性は、上下両院の関係から生じているだけでなく、行政府との関係において強化されるものである。例えば、法案提出権(予算案除く)は上院にも存在するが、下院との修正協議、政府による両院合同委員会によっても一致をみない場合、政府は下院に最終議決権を付与することが定められている(憲法第45条)。

もっとも行政府との関係は、上院での議員の行動規範の違いから、両義的となる場合もある。ゴーリズム政党の組織化が貫徹されなかった上院では、50年代後半からすでに行政府との関係悪化が顕著となり、59年にはドブレ政権による上院に対する「空席政策」が展開されたこともあった (Smith, 1996)。62年の直接選挙制の導入は、大統領一行政府が上院の審議過程を無視するさらなる要因ともなった。上院もまた、ドゴールの例えば農業政策に対して60年代前半から敵対的に振舞うようになり、これを材料のひとつとして、ドゴールは69年に上院の立法権の削減と代表権改革の憲法改正を試みた。上院の合意がなければ、議会による憲法改正は達成できないため、国民投票に訴えたのである。そしてこの国民投票に敗れたことでドゴールは政界を引退することになった。もっとも、上院が全般として「行政府の登記所(chambre d'enregistrement)」である傾向は免れていないと言ってよいだろう (Bagunard, 1997)。ポンピドゥー大統領下 (69~74年)で両院合同委員会もしくは下院単独決議で採択された法案は14%しかなかった。

2. コアビタシオンに関する諸解釈

以上のような基本的構造がコアビタシオンの諸前提だとして、以下では ダンリーヴィー=ローズ (Dunleavy & Rohdes, 1990; 1995) が研究上のアジェンダとしたコア・エグゼクティブ論を念頭に置きつつ、特に大統領一首 相 (政府) 関係に焦点を当ててその諸解釈を確認してみたい²⁷。

憲法上の規定を念頭に置いても、大統領と首相の何れが実質的な統治者

27 以下の記述は吉田2008年と部分的に重複している。

なのかは判然としない。この点については、デュヴェルジェを筆頭として、大統領が政策の最終的な裁断者であり、場合によってはその促進者であるという論者 (e.g., Duverger, 1996) と、政治体制に明確な双頭制を認める論者 (e.g. Massot, 1993; Goguel, 1987) とに区別することができるだろう(首相が恒常的に政策体系の頂点にあるものとする論者は例外である)。例えば、憲法学者のカルカソンヌは、首相と内閣が政府行動を指導するという憲法規定にも関わらず、大統領が実質的には国を統治しているという見解を示すものの(Carcassone, 1988)、その反対に大統領は首相の協力なしには行動力もリーダーシップも減じられ「役割の分割」は必然ですらあるとの解釈も存在する(Massot, 1993)。

大統領優位論者は、フランスがまず「単一的政府(monocratic government)」を持つとの前提を置く。大統領個人によるリーダーシップを政策体系の頂点に据え、「フランスの真の統治者は大統領であり(略)憲法第20条が定める『国家の政策を決定し導く』のは政府ではなく彼なのである」(Carcassone, 1988: 245)とする。もっともこの解釈には、幾つかの条件が付けられる。

まず、大統領によって任命される首相が議会多数によって不信任案にさらされないことを前提とするため、大統領一首相一議会多数派の一体性が確保されてなければならない。こうしたヒエラルキカルな秩序が存在して、初めて大統領は行政府を従属させることができる。ドゴール大統領によるシャバン=デルマス首相、ミッテラン大統領によるロカール首相の「罷免」、またド・ゴールの1958年の経済改革(『リュエフ・プラン』)、ミッテランの1983年の政策転換(『ドロール・プラン』)などの政策は、こうした条件が揃っていなければならない。「半大統領制」たるフランスの政治は、大統領と首相、議会との関係性、すなわち大統領の有する制度的資源に大きく依存しているわけである(Duverger, 1975)。

後者は反対に、統治制度における議会制的側面を重視し、その双頭制的構造を指摘する(cf. サルトーリ2000年:137)。例えばエルジーは、首相権力に着目して「首相の調整機能と調停機能は、フランスのコア・エグゼクティブにとっての不可欠な要素」と述べ、実質的な政策権限が首相にある事例と領域を羅列する(Elgie, 1993:21)。この解釈は、必然的にコアビタシオン期における首相の役割に着目することにもなる。例えば、大統領

と首相との軋轢が増大すれば(1986-88年のミッテランーシラク、97-02年のシラクージョスパン)、政策は非効率性を増すことになる一方で、両者の関係が良好ならば(93-95年のミッテランーバラデュール)、政策は実効性を増すことから、首相の果たす役割が重視されるのである。つまり、フランスの首相は大統領に対して「従属的」であると同時に、「支配的」ともなる瞬間がコアビタシオンなのである(Portelli, 1997)。

以上の対立的な2つの解釈はしかし、ともに単純なモデルを仮定することから成り立っている。エルジーとリッグスは、フランスの執政政治は大統領と首相との間で「根本的な伸縮性」を持つと指摘するし(Elgie&Riggs, 2000:46)、V. ライトは、フランス執行府内の諸関係を定義しようとすることが、そもそも「ドアにプリンを釘で打ち付ける」ことに等しいとまでいう(Wright, 1993:101)。

コアビタシオン状況をこの2つの説に埋め込んだ場合、当然ながら、首 相のリーダーシップと権限を重視する解釈が相対的に優位に立つことに なる。コアビタシオンは、従来大統領優位の解釈(lecture)を前提とする 権威構造が振動して、二元的な権威が生じる局面である(サルトーリ、2000 年)。先のデュアメルの表現を続ければ、コアビタシオン期の大統領制は、 「中立化された大統領制」ということになろう (Duhamel, 1993: 53-55)。 1978年の下院選で社共政権の誕生が予測された際に、ジスカール=デスタ ンが「野党の社共行動綱領を選択するのは国民の権利である。しかしそれ が選ばれたからには実施され、そして共和国大統領がこれに反対する手段 を持つなどとは思わないでほしい」と述べたのは(Le Monde, 29 ianvier 1978)、この二元的な権威構造を指摘する際のレファレンスとなっている。 しかし繰り返すように、コアビタシオンは、もともと体制に埋め込まれて いた二元的構造が強化される契機であって、これはサルトーリのように 「振動」と表現するか、あるいはデュヴェルジェのように大統領制から議 会制への「交代」と表現するかはともかく、憲法の生成過程と構造から必 然的にもたらさられる結果である。

1970年代にコアビタシオンの到来が予想された際に、公法学者が出した解釈は次の通り、やはり対立的なものだった。まずデュヴェルジェは、緊急措置権や閣議の主宰といった大統領の権能が政府と共有されていることから、議会多数派との共存は不可能であり、大統領多数派を形成するた

めの議会解散を試みて、これに失敗した場合には辞任すべきと論じた (Duverger, 1971)。これに対して、ヴデルは国民議会選挙の結果は大統領 選の結果を打ち消すだけの効力は持たず、大統領は在職したまま議会多数 派の政策を受容することになるだろう、と予想した (Vedel, 1971)。その後、デュヴェルジェは大統領辞任の主張を撤回すると同時に (Duverger, 1973a)、続く著作では議会多数派の尊重、国民投票によらない政府による 憲法改正、閣議での劣勢、オルドナンスへの署名の必要性など、大統領権 限が著しく損なわれる可能性を指摘する立場へと転向する (Duverger, 1973b; 1978)²⁸。結果的に、70年代にフランス人政治学・公法学者の間で コンセンサスが生まれることはなく、86年に初めてのコアビタシオンが生じてデュヴェルジェの予想は大きく外れることになった。以下では、その 実際のケースを検証してみることにする。

3. コアビタシオンの「実践」―均衡の維持

三期9年に渡るコアビタシオンでは、大方の予想を裏切り、大きな制度的危機も政治的膠着常態も実際には生じなかった(表3参照)。憲法上の規定を確認するならば、コアビタシオン期でも保持される大統領の固有の権能、つまり内閣の公式的な協力関係なしに保持するのは、以下の5つである(Massot,1997)。①首相の任命、②議会解散と辞任、③緊急措置(憲法第16条)、④議会への親書の代読、⑤憲法院への付託と評議委員長とメンバー(3分の1)の任命である。反対に首相と内閣は、①政府指針、②命令制定、③政府事務総局での裁定、④議会審議の設定について大統領の介入を受けることがない。逆にいえば、国防・外交といった政策領域、さらに大統領主宰の閣議が必要であったり、首相による発案、さらに首相による副署が必要となる事項(国民投票、内閣構成、法律の審署、審議打ち

²⁸ こうしたデュヴェルジェの変節は、自身が英国型議会制(すなわち中道派への嫌悪)と左派支持者であることから極めて政治的な主張だったということは、非難されないまでも強調されてもよい。彼は1986年にシラク政権が誕生すると自身のテーゼをほぼ反転させて、今度は大統領権限を強調するようになる(Duverger, 1986)。こうした点については、Cohendet, 1993を参照。

切りによる法案の可決等)などでは、大統領と首相との間で駆け引きが生じることになる²⁹。

表3:コアビタシオンの配置

期間	大統領	首相	主な対立的争点	関係性
1986-88年	ミッテラン(社会党)	シラク(ゴーリスト)	民営化	対立的
1993-95年	ミッテラン(社会党)	バラデュール(ゴーリスト)	私立学校補助	協調的
1997-02年	シラク(ゴーリスト)	ジョスパン(社会党)	労働時短	協調→対立

3.1 第一期:ミッテラン大統領とシラク内閣(1986-88年)

1986年3月、任期満了に伴う総選挙で与党社会党は相対第一党の地位を 守ったものの、ゴーリスト政党 RPR (共和国連合) と中道 UDF の野党連 合を前に下野する³⁰。ミッテラン大統領は、すぐさま RPR リーダーのシラ クを「憲法第8条に基づいて」首班指名する声明を発表した。このコアビ タシオンはフランス憲政史上初めての経験であり、大統領が議会多数派の 代表を首相に任命する義務も憲法の規定にはない。シラクを首班とするこ とについてこの時大統領は、「自問した」と後日インタビューで答えてい る (Mitterrand, 1988: 131)。しかし、仮にミッテランが多数派以外から首 相を選択したとしても、それは議会運営の困難を招き(信任投票を得られ ない)、さらに公的権力の「正常な運用」を求める憲法第5条の規定を無 視したという意味で、大統領権力の正統性を危機にさらすことになる。こ れ以外に選択し得たのは、議会の解散、国民投票、辞任である。しかし何 れの場合も、成功の見込み、法的正当性については疑念が残った(Zarka, 1992: ch.1)。もちろん、他方で議会多数派が大統領の辞任を求め、内閣不 信任投票、任期削減案等の提出といった戦略を駆使する方法もなかったわ けではない。大統領制優位の解釈を採るバール元首相は、ミッテランが辞

任すべきであると公言した。しかし、議会多数派が大統領の正統性を否認する回路は用意されているわけではなく、ここでコアビタシオンはアクターの意思にも支えられ、パレート最適的な制度的均衡を見出したのである(Le Gall, 1997)。ミッテランが議会への親書で述べた「法の唯一の源泉は(略)憲法であり、憲法以外になく、全て憲法である(la constitution,rien que la constitution,toute la constitution)」(Message de François Mitterrand au Parlement, 8 avril 1986) との言葉は、議会多数派と大統領多数派の相互依存の関係を認めるものだった。

シラク政府は、ミッテランーモーロワ政権の82年の国有化方針を180度 転換して、42の金融機関、9大企業グループの民営化を実現した。この政 策は、戦後の国有化企業の案件についてのみミッテラン大統領の反対に合 い、大統領は民営化を成立させるために提出された政令(オルドナンス) に必要とされる大統領署名を拒否したが、政権は議会の信任決議(憲法第 49条第3項による審議打ち切り)によって民営化を果たした(Bauer, 1988)。

民営化をめぐってこの時シラクは、大統領による署名拒否は法的観点からもあり得ないと考え、さらにミッテランに対して辞任圧力をかけて大統領選の前倒しを要求したという(Favier&Martin-Roland, 1996a: 520-522)。しかし、ミッテランは大統領署名を拒否し、辞任も拒むことになった。そして、政府との交渉や取引が必要となる内政事項ではなく、大統領の専管事項となる外交の場面でそのプレゼンスを発揮することになるのである。86年のコアビタシオンを機に、同状況下で内閣は外交・国防を大統領に固有の政策領域として認める代わりに、大統領は内政については全般的な「調停者」として振舞う、という学習の結果がここから生まれることになった(cf. Duverger, 1987)。実際、ミッテランは組閣の際に外務大臣と国防大臣の人事については拒否権を発動し、シラクと実質的な交渉を持った(Favier&Martin-Roland, 1996a: 462-473)。

ちなみに第一期コアビタシオンから定着するようになった大統領の「専管事項 (domaine reservée/secteur reservé)」としての外交と防衛は、通念とは異なり、憲法の規定から生まれたものでは決してない(Zarka, 1992: ch.3)³¹。

²⁹ 参考までに記すと、大統領と首相が定期的な接触を持つのは週に一度の閣議の直前の会合と閣議中である。コアビタシオン下では、閣議の場がしばしば大統領が政府方針に反対の意を表明する機会となった。これ以外には大統領府と首相府補佐官によって連携が図られるのが普通である(Elgie, 2001a)。

³⁰ 前年ミッテランは予想された社会党の敗退を食い止めるために、これ一回となる 比例代表制に選挙制度を切り替えた。

³¹ 核兵器の利用についても同様であるが、この点は大統領のみが有する権力である とミッテランは繰り返し強調することを忘れなかった。外交と防衛を比較した場合、

先にみたように、大統領の外交政策の多くは首相の副署を必要とするし、また行政府は国防に責任を持つことが規定されている。シラク首相の場合、特にゴーリストとして安全保障には個人的関心を強く持ったし³²、大統領府への外交に関する情報は著しく減じられた(Cohen, 1989)。また、首相の外交の場でのプレゼンスは決して低いものではなく(Raimond, 1989)³³、双頭制の構造は外交安保の場でも再現された。従って、第一期コアビタシオンで初めて誕生した専管事項の概念は、慣習と運用によって定着したものといってよい。それを支えたのは、首脳外交の場で大統領が代表権をほぼ独占し独断先行するという、ドゴールが打ち立てた外交スタイルが継続したためである(cf. 鈴木、2008年)³⁴。

民営化をめぐる対立が一段落した87年に入ってから、世論はコアビタシオンに理解を示すようになった。世論調査は、87年2月に逆転してミッテランとシラクの間に「良い協調がある」があると判断するものが55%にのぼり(87年4月)、同様に「コアビタシオンは上手く機能している」(58%)、「フランスにとって良いこと」と回答するものも多数(46%)となった(以上の世論調査結果は Duverger, 1987)。大統領多数派と議会多数派による共存が、国民の一体感を醸成したという側面も指摘される(Becker, 2002)。他方で、この第一回のコアビタシオンは、大統領の国民世論に対する構造的な優位性を実証することになったケースであることにも留意しなければならないだろう。大統領選(88年)を視野に入れれば、それまでの政策過程においてどのように振舞うかは死活的な問題となる。大統領は、人民主権の象徴の座へと追いやられる代わりに、国内の諸政策の責任から解放される代わりに、政策執行の責任者であることを余儀なくされる。さらに、大統領は7月14日の革命記念日と大晦日での祝辞という、国民に対

大統領の後者での優位性は際立つ。

する直接的メッセージを表明する政治的コミュニケーションの回路を維持する。ここで、コアビタシオンの状況は一気に流動化し、従来の大統領 - 首相関係以上に、戦略的な駆け引きの余地が生じることになるのである³⁵。

ミッテラン大統領の任期最終期に当たった第二期を除いて、他のコアビタシオン時に大統領の支持率は首相のそれを上回った。これは、大統領という制度的職位から派生するものだけではなく、首相と現政権に対する「野党リーダー」としての役割が期待されるためである(Le Monde, 26 fevrier 2008) 36。従って、大統領と首相との間の選好が食い違った場合、大統領が優位となる構造は温存された(Bigault, 1995)。コアビタシオン状況下で大統領の支持率が上昇する現象に限ってみれば、これは続く2回のコアビタシオンでも観察された。コアビタシオンによって大統領は確かにその実質的権能を剥奪され、ドゴールによるオリジナルな政治体制・憲法体制からは逸脱するが、しかし他方では政治体制・憲法の守護者という、中立化された極めて国父的な機能を担うことを迫られる。これは88年に予定されている大統領選でシラクに対してミッテランが優位になることを意味した。特に、大学改革、テロリズム、民営化といった案件からシラク政権の支持率は急落し、社会党の支持率が上向くという現象も生じた。

これに加えて、リーダーシップの質の問題が関わってくる。ミッテランが第四共和制下で最年少の閣僚を務め、議会政治家としての経験が長かった一方、シラクはゴーリズムの若き番頭であり、法的事項には疎く、大統領との会談で彼の説得をしばしば受け入れた。その結果、皮肉なことに、「史上最強の首相」(Zarka, 1992: 41) は、選挙的に最も脆弱な首相として位置することになったのである。選挙日程が近づくにつれ、両者の牽制が始まったことで世論は現内閣に批判的になり、ここからコアビタシオンに対しても批判的になるという、第三期コアビタシオン(97-2002年)でも観察されるサイクルが生じることになった。81年に大統領任期と下院任期が同調してから、コアビタシオンが生じるとしてもそれは2年の間のこと

³² シラクは首相府内に外交ワーキングチームを新たに設置した。

³³ もっとも1986年5月の東京サミットでは、記者会見の壇の下にシラクは据えられることになった。

³⁴ ルワンダ介入やリビア爆撃の米軍機通過許可など、大統領府の独断による外交政 策も存在したことも事実である。

³⁵ こうした側面については、Colombani & Lhomeau, 1986 を参照。

³⁶ ミッテランは例えば、86-87年に改革に反対する学生、国鉄労組と会談を行うことで政府政策に対する間接的批判の行動に出た。

であり、保革の同居は空間的にだけでなく、時間的な拘束のもとにも置かれることになった(Parodi, 1997)。

3.2 第二期:ミッテラン大統領とバラデュール首相(1993-1995年)

1993年3月、社会党は88年のミッテラン再選に伴う解散総選挙で得た少数与党政権の座も失い、ここから二度目のコアビタシオンが生じた。ミッテラン大統領は、86年と同じく辞任する用意のないことを予め公表し、首相ポストで傷つき95年の大統領選に備えるシラクではなく、同政権で経済財政相を務めていたバラデュールを、何の前触れもなく首班使命した(Balladur, 1995)。前回と同様にコアビタシオンの到来は予期されていたことであり、また第一期の経験によって得られた学習結果から、極めて摩擦の少なかったことが、この第二期コアビタシオンの特徴であり、しばしばマスメディアは「ビロードのコアビタシオン(cohabitation de velours)」と形容した。

さらに前回と同じく、選挙サイクルと大統領と首相の個人的関係も影響した。すなわち、バラデュール首相は2年後の大統領選でシラクに候補者の座を譲るものと考えられており、またミッテランの3選も年齢と健康状態から考えられないことから、両者の敵対意識は極めて弱かったのである(Becker, 2002)。

バラデュールは、第一期コアビタシオンで大統領との協調をシラクに促した人物であり、閣僚もまた中道派を含むプラグマティックで少数精鋭を登用した(バラデュール内閣の閣僚数は極めて少数に留まった)。バラデュールはその所信表明演説で、コアビタシオンには直接言及しなかったものの、公的権力の一体性が何よりも重視されることを強調した(Le Monde, 10 avril 1993)。

ミッテランもまた、前回のように外務相と国防相人事に対しては介入しなかった。専管事項の運用が定着していたため、バラデュールも大統領の外交に一定の理解を示し、欧州首脳会議でみられたように、二人の枠の残りを外相に代わって首相が独占するといった第一期時の光景もみられなくなった(Balladur, 1995)。これは、大統領との対決姿勢が決して本人の政治的キャリアと世論に肯定的な結果を生まないことが第一期で了解されていたためである。

法案についても、バラデュール政権のもとでは49条第3項を利用しての可決は、シラク政権の8回(176法案)と比較してわずか1回(219法案)、一括修正決議³⁷も同68回に対して37回に留まった。その他法案については内閣権限のデクレによる法律の制定を主とした。拒否点となる大統領との対決を回避するため、かつてないほど議会重視の姿勢が貫かれたのである(Bigaut, 1995)。

もっともそのスタイルとは裏腹に、バラデュール政権は第一期より遥かに安定的な議会多数派の力を背景に、政策の策定過程を実質的にリードした。同内閣は、88年のミッテランの「Ni-Ni(民営化も国有化もせず)」方針の無視(21国有企業の民営化計画)、GATT ウルグアイラウンド交渉の妥結、EMS(欧州通貨制度)のワイダーバンドへの移行といった案件をフリーハンドを得て処理した(Colombani & Portelli, 1995)。もちろん、これはすでに公的な場所でも助けなしに立っていることさえできなかったミッテランの健康状態によるところも大きく、首相は大統領から外交政策での信任と支援を受けることができた(Balladur, 1995:58)。しかし、結果として「ミッテラン、バラデュール、ジュペ〔外務相〕、レオタール〔国防相〕のカルテットは2年間で十分に一体のものとして機能した」(Védrine, 1996:651)のである。専管事項の概念は原理原則などではなく、極めて実践的に運用されることの証左であろう38。

唯一、バラデュール政権の失敗のひとつとして記憶されるのは、左派陣営と組合の大きな反対を招いた私立学校への補助導入(ファルー法の修正案)である。同法案の審議をミッテランは国会の会期延長を認めないことで妨害し、また社会党議員団による憲法院への提訴、さらに保守陣営内の対立によって、法案は骨抜きにされることになった(Favier & Martin-Roland, 1996b: 443-449)。つまり、個別的政策ではなくライシテ(政教分離)といった保革陣営を横断する国の骨格に関わるような大方針(grande ori-

^{37 「}政府が請求する場合には、受理した議院は審議中の法文の全部または一部について、政府が提案しまたは受け入れた修正案のみを残して単一の表決によって意思を表明する」(憲法44条第3項)

³⁸ ミッテランがバラデュールとの間で生じた「真の摩擦」だったと回顧するのは、 核実験のモラトリアム方針についてである。これは結局維持されることになった。

entation) については、コアビタシオンは均衡を保つことになったのである。

世論は、このコアビタシオンに対して好意的であり、93年4月に66%が 保革同居は上手く行っていると判断し、またバラデュール内閣の支持率も 高止まりした(Duhamel, 1993)。このことは、飽くまでも大統領一首相の ヒエラルキーが維持され、第五共和制の原型が崩れないことを世論が選好 するということの証拠でもある。

なお、左派大統領・政権のもとでは上院との党派構成が恒常的に異なることは先にみた通りだが、2回のコアビタシオンのもとでは上下両院とも保守派が多数派となったことにより、上院による法案提出は41%(第一期)と43%(第二期)にまで上昇することになった(Bigault, 1995)。

3.3 第三期:シラク大統領—ジョスパン首相(1997-02年)39

1995年に大統領に選出されたシラク大統領は97年4月、突如として議会解散を宣告した。この時シラクが解散権を行使したのは、アムステルダム条約の批准を前に増大する財政赤字の健全化と年金・医療制度改革に対する国民の信任を求めるためだったというのが定説となっている(Giesbert, 2006)。ジュペ政権は緊縮財政の必要性(財政赤字GDP比5.6%から3.6%への削減)から、社会保障費の削減、公務員人件費の凍結などの措置によって支持率を急落させており、96年に入って大統領ともに30%を割る状況にあった。そして、シラクは首相による再度の内閣改造案を退けて、解散総選挙という博打に出て、そして敗北することになった。

この第三期のコアビタシオンは、大統領が保守、首相が革新という最初の2回とは異なる組み合わせであるという点だけでなく、本稿の問題意識からいえば、下院選と同調することになる次の大統領選まで5年間のタイムラグが生じるという点に特徴があった。同居が長期に続くことはコンセンサスを強いられること意味するが、他方で両者ともに大統領選候補となることを目指していたという点で、対立の契機が大きくなるということを

³⁹ 97-02年のコアビタシオンについての本格的な研究はまだ現れていないため、第 三期については不十分な記述に留まる。第三期コアビタシオンのクロニクルとしては、Malouines, 2001 のほか、インサイダーによるものとして Shrameck, 2001 を参照。

意味した (Ardant & Duhamel, 1999)。

下院で多数派となった社会党は、共産党、緑の党、MDC(市民運動)と の連立政権を組み(『多元的左派 Gauche Plurielle』)、ジョスパンが首班指 名を受けることになった。この時、シラクは失策により求心力を失い抵抗 するだけの資源を持たず、他方で社会党も単独過半数を得られなかったこ とから大統領を攻撃するだけの材料を持っていなかった。さらに、02年選 挙を見据えて、すでに失墜していた大統領の権威を実質的に代替する方が 得策であるとの判断もあった (Malouines, 2001)。何れにしても第三期でも また、大統領―首相の均衡が崩れるほどの要素はみられなかったのである。 第三期コアビタシオンでは、行政府による政策主導が顕著であり、連立 政権を率いる一体的なリーダーとしてのジョスパンの支持率は、99年に頂 点の55%を記録してコアビタシオン下の首相としては異例な人気を保っ た。その反作用として、下院選で敗れたはずの大統領の支持率が60%以上 を記録したという事実も、コアビタシオンがもたらした逆説だったといえ るだろう (Parodi, 2002)。これには、イデオロギー色を薄めてプラグマテ ィックな経済運用を行い景気と雇用の回復が実現したことに加え、週35時 間労働制、連帯市民協約法 (PACS)、高速増殖炉の閉鎖といった革新的な 社会政策、公共部門による雇用創出などを成し遂げたジョスパン内閣の政 策によるところも大きい。パロディが指摘するように、2回のコアビタシ オンで定着した役割分担を引き受けながら、共に自陣営の確固たるリーダ ーとしての地位を固めて02年の大統領選に臨まなければならないという 状況下で、大統領と首相は、ともに敵対関係を減じる戦略を採用すること が合理的だったのである。

良好な関係は外交面でも観察された。ジョスパン内閣は極めて緊密なネットワークを大統領府と築きつつ⁴⁰、アムステルダム条約批准交渉、アフリカでの駐留軍の削減、国際司法裁判所との協力関係強化といった領域でイニシアティブを発揮する一方で、ジュペ前保守内閣で決定された徴兵制の廃止などについては、これを尊重した(Cohen, 2003)。確かにコアビタシオン期には、特に外交政策での革新は生じ得ず均衡状態が生じるが、そ

⁴⁰ ジョスパン内閣での外相を、第一期コアビタシオンで大統領府事務総長を務めたヴェドリーヌが務めたことも影響しているだろう。

れはまた継続性と安定性を提供するのである。

もっとも、第三期コアビタシオンが終盤に近づくと、初期にみられた状況配置が色濃く出ることなり、シラクとジョスパンの敵対的関係が生じることになった。特に02年の大統領選と下院選が近づくにつれて、真実は不明なるものの、シラクの不正資金流用問題が国防省管轄のDGSE(仏対外治安総局)によって調査・リークされるといった事件があったことから両者のコミュニケーション戦略として、非難合戦が始まり、摩擦的な現象が多々起きるようになったことが指摘されている(Pean, 2007: ch.5)。

これについて国民は(特にシラクの大統領権威に従おうとしないジョスパンに対し)否定的な意識へと傾いていった。99年にその76%がコアビタシオンは上手く機能しているとしていた国民は、2000年の憲法改正もあって、終盤に差し掛かって今度はその61%が好ましくないと判断するようになった(Le Monde, 23 mai 2002)。

以上の3回のコアビタシオンで観察された一般的特徴を確認しておこう。ひとつは、何よりも大統領と首相による権力分有は制度的危機を何ら生まず、第五共和制は当初意図された設計思想よりも柔軟に運用されて均衡を保ったという点である。これは、大統領一首相のヒエラルキーが崩れないままに、両者間でプラグマティックな権力の分有(cogestion)が了解されたことによる。これが可能になったのは、大統領が統治の責任を政府に任せて非難回避の戦略を採ることができたためでもある。次に、その過程ではいわゆる大統領の専管事項の概念が極めて流動的であったことも観察できる。このことは、コアビタシオンの状況下では行政府の権限は想定される以上の大きなものであり、政治体制の「双頭制」解釈が正当性を持っていることを示唆している。最後には、選挙サイクルが持つ重要性も指摘できるだろう。62年以来の直接選挙制は、大統領を直接的に世論と有権者に対峙させることになり、これが大統領の行動戦略に作用するようになった。世論もまた、大統領一首相の原初的ヒエラルキーが揺るがない限りでコアビタシオンを支持するようになった。

もちろん、コアビタシオンが1958年の大統領制と憲法思想からなる原イメージからの逸脱であったことは確かである。例えば、ジスカール=デスタン元大統領やバール元首相は、相次ぐコアビタシオンは大統領の権威を結果として低下させることになるとして、大統領は辞任によって新たな多

数派に信を問うべきであるという主張を展開し続けた(Le Monde, 8 juillet 1993; 11 janvier 1998) 41 。つまりは、バラデュール元首相の言葉を借りれば「コアビタシオンは必ずしも不愉快な事象ではないが、フランスにとって避けられるなら避けるべきもの」(Le Monde, 25 mai 1997)というのが一般的な態度だったと総括することができるだろう。

4. 結語

第五共和制憲法の策定過程では、「調停者」としての大統領と、「政府指導者」としての大統領の2つの思想と解釈が流れ込んでいた(Passelecq, 2001)。そして、60年代のゴーリズムは確かにこの双方の側面を体現していた。本稿の文脈に引き付けていえば、これは大統領多数派と議会多数派が一致していることを前提とした統治様式だった。しかし、直接選挙制の導入を始めとして議会における政党の組織化も手伝い、制度に埋め込まれていた双頭制的側面は70年代に浮き出てくるようになり、従って大統領多数派と議会多数派が分裂する蓋然性も高まった。80年代後半からみられたコアビタシオンは、直接的には選挙の結果から生じたものだが、大統領多数派と議会多数派の分離ないし両者間の「揺れ」という長期的トレンドが生み出したものだったといえるだろう。

政治学者ジョルジュ・ビュルドーによる有名な「調停者としての大統領 (président arbitre)」という定式 (Burdeau, 1959) は、ドゴール時代を原型 とした大統領統治を言い表したものだが、コアビタシオン下でも、またこれとは異なるロジックにおいて大統領職は調停者として振舞うことを余儀なくされたという点は特筆されても良い。「共和国大統領は憲法典の尊重を監視する。共和国大統領はその裁定によって、公権力の正常な運営ならびに国家の継続を確保する」との憲法第5条による原則は、変化させられることがなかった。ドゴール自身による「大統領が首相を任命し、法律を発布し、政府の施策を認め、外交交渉を担って条約に署名し(中略)国家の権威を保持する唯一の人間」(64年1月31日記者会見)との指針は維

⁴¹ こうした中道派=議会主権派の主張は、議会多数派による正統性に大統領は従うべきであるという、もうひとつのロジックを内在させているとも指摘できよう。

持され、「フランス国民の大統領」の振舞いにとって、コアビタシオンは ほぼ障害とならなかった。このフランスの共和国大統領の原則的役割は62 年の直接選挙制導入後も、ドゴールを数えて5人の大統領によって変化さ せられることはなかったし、その意味ではドゴール時代の大統領制のマキ シマリスト解釈こそが、ひとつの逸脱だったといえるのである。

第五共和制の統治様式が、当初想定していなかったコアビタシオンによるシステムの安定化を経験して、完成したことは大いなる逆説だった。ドゴールは例えば、62年の直接選挙制導入の際の国民投票を、憲法的疑義のある形式で行ったが、コアビタシオン下における均衡下ではそうした権力運用は実現可能なものとならない。第五共和制は、決してコアビタシオンによって改編させられたのではなく、政治システムの再発見という過程を通じて、むしろ本質的な開始をみたのである(Cohendet, 1993)。ゴーリズムというカリスマに基づく極めてパーソナルな権力から出発した政治体制は、その後の2つの政治勢力の権力の分有によっても動揺することはなく、驚くべくき安定を見出したのだった。

冒頭に記したように、再度の政治工学によってコアビタシオンが生じる可能性は著しく低まった。これはフランスが、特に90年代に入って「西欧民主主義国家の一類型」へと接近していった(Machin;1994:1)ことと決して無関係ではないが、大統領任期と下院任期の同調は、すなわち再び大統領多数派と議会多数派をめぐる争いが同じ次元で展開されることを意味する。すなわち、大統領任期の短縮、すなわち議会制との同調は憲法第5条に象徴され、ドゴール以降の大統領の行動をも規定してきた、党派を超えた「調停者」としての大統領のあり方を変化させることになるのである(Rémond, 2002)。2008年7月にサルコジ大統領は、大統領による両議会での施政方針演説、大統領再選の制限、政府信任議決の利用制限、大統領恩赦の廃止といった憲法改正を行った42。5年期(quinquennat)を前提にして選出された大統領による改革はまた、フランスの執政関係と統治様式を三度変化させることになるだろう。

⁴² 直近の憲法改正についての専門家の評価は、Revue Politique et Parlementaire, no.1045, octobre-décembre 2007 で確認できる。政治学者による憲法改正についての総論としては、柳田2008年を参照。

※本稿は、2008年度日本政治学会分科会(A4)「分割政府の比較政治」に提出された報告ペーパーに加筆・修正を行ったものである。司会者である竹中治堅氏(政策研究大学院大学)および討論者を務めた鈴木基文氏(京都大学)に記して感謝したい。なおフランス憲法学の観点から、水鳥能伸氏(大阪府立大学)からの教示を戴いたことに感謝申し上げる。もっとも内容は筆者の責任であることは論を待たない。

一参考文献—

- *Ardent, Philippe et Olivier Duhamel, (1999) "La Dyarchie," in Le Pouvoirs, vol. 91.
- *Avril, Pierre et Jean Gicquel, (1995), "La Cohabitation," in Jean-Francois Sirinelli (ed.), Dictionnaire de la Vie Politique Française au XXe Siècle, Paris: PUF.
- *Bagunard, Jacques, (1997), Le Sénat, Paris: PUF.
- *Balladur, Edouard, (1995), Deux ans à Matignon, Paris: Plon.
- *Bauer, Michel, (1988), "The Politics of State-Directed Privatisation: the Case of France, 1986-88," in Vincent Wright (ed.), *The Politics of Privatisation in Western Europe*, London:Kindle Edition.
- *Becker, Jena-Jacques, (2002), Crises et Alternances (1974-2000), Paris: Seuil.
- * Berstein, Serge et Michel Winock, (2004), La République Recommencée, Paris : Seuil.
- *Bigaut, Christian, (1995), "Les Cohabitations Institutionnelles de 1986-1988 et de 1993-1995," in *Regards sur l'Actualité*, Paris :La Documentation Française.
- *Boyer, Vincent, (2007), La Gauche et la Seconde Chambre de 1945 à nos jours, Paris : L'Harmattan.
- *Branchet, Bernard, (1996), Contribution a l'Etude de la Constitution de 1958. Le Contreseing et le Régime Politique de la Ve République, Paris: LGDJ.
- *Burdeau, Georges, (1959), "La conception du pouvoir dans la Constitution française du 4 octobre 1958," in *Revue Française de Science Politique*, vol.9, no.1.
- *Carcassone, Guy, (1988), "France(1958): The Fifth Republic after Thirty Years," in Vernon Bogdanor(ed.), Constitution in Democratic Politics. Aldershot: Gower.
- *Chagnollaud, Dominique, et Jean-Louis Quermonne, (1996), Le Gouvernement de la France sous la Ve République, Paris: Fayard.
- *Cohen, Samy, (1989), "La Politique Etrangère entre l'Elysée et Matignon," in *Politique Etrangère*, no.3.
- *—, (2003) "Cohabiter en diplomatie: atout ou handicap?," in *Annuaire Français des Relations Internationales*.

- * Cohendet, Marie-Anne, (1993), La Cohabitation: Lecon d'une Expérience, Paris: PUF.
- *Colombani, Jean-Marie et Jean-Yves Lhomeau, (1986), Le Mariage Blanc, Paris: Grasset.
- et Hugues Portelli, (1995), Le Double Septennat de François Mitterrand, Paris: Grasset.
- *Debré, Jean-Louis, (1974), Les Ideés Constitutionelles du Général De Gaulle, Paris: LGDJ.
- *Debré, Michel, (1980), "The Constitution of 1958: Its Raison d'Etre and How it Evolved," in William Andrews and Stanley Hoffman, (eds.), The Fifth Republic at Twenty, New York: New York University Press.
- *Decaumont, Françoise, (1985), "Le Quingunnat: Echec d'Hier, Solution de Demain?," in Olivier Duhamel et Jean-Luc Parodi, (eds.), La Constitution de la Cinquième République, Paris : Presses de la Fondation Nationale des Sciences Politiques.
- * De Gaulle, Charles, (1964), Conférence de Presse, 31 janvier 1964, in *Documents* d'Etudes. Constitution Française du 4 octobre 1958. no.1.04. Paris: La Documentation Française.
- *Denquin, Jean-Marie. (1975), "Réflexions sur la Durée de Mandat Presidentiel," in Revue du Droit Public et de la Sciences Politique en France et a l'Etranger,
- -- (1988), 1958.La Génèse de la Ve République, Paris : PUF.
- * Documentation Française, (1987-1991), Documents pour servir de l'elaboration de la constitution du 4 octobre 1958, t1, t.2, t.3, Paris : La Documentation Française.
- *Duhamel, Olivier, (1982), "La Ve Achevée," in Le Pouvoir, no.20.
- (1985), "Les Logiques Cacheés de la Consititution de la Cinquième République," in Do.(eds.), La Constitution de la Cinquième République, Paris: Presses de la Fondation Nationale des Sciences Politiques.
- , (1991), Le Pouvoir Politique en France, Paris : Seuil.
- (1993), "La Cohabitation Pacifique," in Philippe Habert et al.(eds.), La Vote Sanction, Paris: Presses de Sciences Po.
- * Dunleavy, Patrick and RAW, Rhodes(eds.), (1990), "Core Executive Studies in Britain," in Public Administration, vol.68, spring.
- *---- (1995), Prime Minister, Cabinet and Core Executives, London: St Martin's Press.
- *Duverger, Maurice, (1971), "La Parachute," in Le Monde, 6 octobre.
- ———, (1973a) "Le Respect des Institutions," in *Le Monde*, 13 fevrier.
- —, (1974), *La Monarchie Républicaine*, Paris : Robert Laffon.
- , (1975), Institutions Politiques et Droit Constitutionnel, t.1, Paris:

—, (1978), Echec au Roi, Paris: Albin Michel.

PUF

- —, (1986a), "Le Concept de Régime semi-présidentiel," in Do.(ed.), Les Régimes Semi-Présidentiels, Paris : PUF.
- , (1986b), Breviaire de la Cohabitation, Paris: PUF.
- (1987), La Cohabitation des Français, Paris : PUF.
- *———, (1996), Le Système Politique Français, Paris : PUF.
- *Elgie, Robert, (1993), The Role of Prime Minister in France, London: Macmillan.
- and Steven Giggs, 2000. French Politics. Debates and Controversies, London: Routledge.
- ———— (ed.), (2001), Divided Government in Comparative Perspective, Oxford: Oxford University Press.
- (2001a), 'Cohabitation': Divided Government French-Style," in Do. Divided Government in Comparative Perspective, Oxford: Oxford University Press.
- ———— (2004), "Semi-Presidentialism: Concept, Consequences and Contesting Explanations," in *Political Studies Review*, vol. 2.
- *Evans, Jocelyn and Nonna Mayer, (2005), "Electorates, New Cleavages and Social Structures," in Alistair Cole et al.(eds.), Developments in French Politics 3, London:
- *Favier, Pierre, et Michel Martin-Roland, 1990-1996. La Décennie Mitterrand, t.2; Paris, Seuil.
- *Faure, Edgar. 1977. "L'Alternance ou la Noix Creuse," in Le Pouvoirs, 1
- * Gicquel, Jean, (1985), "Les Visions des Auteurs du Texte," in Olivier Duhamel, (eds.), La Constitution de la Cinquième République, Paris: Presses de la Fondation Nationale des Sciences Politiques.
- *Giesbert, Franz-Olivier, (2006), La Tragédie du Président, Paris: Flammarion.
- *Goguel, Francois, (1987), "Sur la Constitution," in Le Débat, janvier-mars.
- *Knapp, Andrew, (2004), Parties and the Party System in France, London: Palgrave,
- *Le Gall, Jacques, (1997), Les Institutions de la Ve République à L'Epreuve de l'Alternance:La Présidence de François Mitterrand, Paris: LGDI.
- * Machin, Howard, (1994), "Introduction," in Peter A.Hall et al. (eds.), Developments in French Politics. Revised Edition, London: Macmillan.
- * Malouines, Marie Eve, (2001), Deux Hommes pour un Fauteuil, Paris: Favard.
- * Massot, Jean, (1987), L'Arbitre et le Capitaine, Paris : Flammarion.
- *----, (1993), Chef de l'Etat et Chef du Gouvernement, Dvarichie et Hierarchie, Paris: La Documentation Française.
- *----, (1997), Alternance et Cohabitation sous la Ve République, Paris: La

- Documentation Française.
- * Maus, Didier, (1987), Documents pour servir à l'histoire de l'élaboration de la Constitution du 4 octobre 1958, Paris: La Documentation Française.
- * (2003), "Les Rapports de Valéry Giscard d'Estaing avec ses gouvernements," in Serge Berstein et al., (eds.), Les Années Giscard, Paris: Fayard.
- *Mitterrand, Francois, (1988), "Sur les Institutions," in Le Pouvoir, no.45.
- * Parodi, Jean-Luc, (1973), La Ve République et le système majoritaire, Paris : FNSP.
- *—, (1981), "Sur quelques enseignements institutionnels de l'alternance à la française," in *Le pouvoirs*, no.89.
- *————, (1997), "Proportionnalisation périodique, cohabitation, atomisation partisane: un triple défi pour le régime semi-présidentiel de la Cinquième République," in *Revue Française de Science Politique*, vol.47, no.2-3.
- * ______, (2001), "Le Triangle Réferendaire:le Scrutin du 24 Septembre 2000 est-il un Referendum d'un Type Nouveau,?" in Revue Française de Science Politique, vol.51, no.1-2.
- *Passelecq, Jean, (2001), "La Cohabitation et les Auteurs de la Constitution de 1958," in Fréderic Rouvillois(ed.), La Cohabitation, Paris; Francois-Xabiert de Guibert.
- * Pean, Pierre, (2007), L'Inconnu de l'Elysée, Paris : Fayard.
- *Perrineau, Pascal et al., (2005), Le Vote Européen, de l'Elargissement au Référendum Français, Paris: Presse de Sciences Po.
- *Peyrefitte, Alain, (1999), "Les Trois Cohabitations," in Le Pouvoirs, vol.91.
- *Portelli, Hugues, (1994), La Ve République. Ed. Revue et Augmentée, Paris: Grasset.
- *—, (1997), "Les Premiers Ministres :Essai de Typologie," in *Le Pouvoirs*, no.83
- *Powell, Bingham, Jr., (1991), ""Divided Government" as a pattern of governance," in Governance, 4/3.
- *Raimond, Jean-Bernard, (1989), Le Quai d'Orsay a l'épreuve de la Cohabitation, Paris: Flammarion.
- *Rémond, René, (2002), "L'Avenir de la Fonction Presidentielle," in Etudes, vol.396.
- *Shrameck, Olivier, (2001), Matignon, Rive Gauche: 1997-2001, Paris: Seuil.
- *Smith, Paul, (1996), "'A quoi sert le Sénat?' Reflections on French Bicameralism," in *Modern & Contemporary France*, no.4, vol.1.
- *Vedel, Geroges, (1971), "La Logique," in Le Monde, 6 octobre.
- *Vedrine, Hubert, (1996), Les Mondes de François Mitterrand, Paris : Favard,
- *Wright, Vincent, 1993. "The President and the Prime Minister: subordination, conflict, symbiosis or reciprocal parasitism?," in Jack Hayward et al.(eds.), De Gaulle to

- Mitterrand, Presidential Power in France, London: Hurst & Company,
- * Zarka, Jean-Claude, (1992), Fonction Présidentielle et Problèmatique Majorité
 Preéidentielle/Majorité Parlementaire sous la Cinquième République(1986-1992),
 Paris: LGDJ.
- *サルトーリ、G. (2000年)、岡沢・工藤訳『比較政治学』、早稲田大学出版部
- *鈴木一人(2006年)、「フランスとESDP-「ドゴール=ミッテラン主義」の制度 化過程」、『国際安全保障』第34巻第3号
- *ペイルフィット、A、根本・天野訳『フランス病』、実業之日本社
- *待鳥聡史(2009年)、「分割政府の比較政治学―事例としてのアメリカ―」、『日本政治学会年報』 2009- I、木鐸社
- *安井宏樹(2009年)、「ドイツの分割政府と立法過程」、『日本政治学会年報』2009-I、木鐸社
- *柳田陽子 (2008年)、「2008年7月21日のフランス憲法改正内容」、『国際関係学研究』、第35号
- *吉田 徹 (2006年)、「フランスのノンが意味したもの―民主主義の勝利?」『生活 経済政策』104号
- *----(2008年)、「フランスのコア・エグゼクティブーEUによる調整問題を中心として」、伊藤光利編『政治的エグゼクティヴの比較研究』(早稲田大学出版部)
- *渡邊啓貴(2006年)、「欧州憲法条約の批准を否決したフランスの国民投票」、『日本EU 学会年報』第26号